

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和6年12月3日

名古屋市長 広沢 一郎

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

緑区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

#### (2) 貸付内容等

入札案内書による。

#### (3) 当初貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (4) 貸付期間更新の限度

令和8年4月1日から4年を限度に、1年を単位として貸付期間を更新できるものとする。

### 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法238条の3に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

(7) 本公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契

約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

- (8) 本公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

### 3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目 15 番地

名古屋市緑区役所企画経理課（緑区役所 3 階）

電話：052-625-3898 FAX：052-623-8191

電子メールアドレス：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所、入札案内等の入手方法

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

アドレス：<https://www.city.nagoya.jp/midori/page/0000179002.html>

(3) 入札参加申込書の提出

ア 申込受付期間

令和6年12月3日(火)から令和6年12月20日(金)午後5時00分まで  
(土曜日、日曜日、祝休日を除く)

イ 提出先

3の(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参または郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

### 4 入札手続等

(1) 入札書の提出

ア 入札期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月17日(月)午後5時00分まで

イ 提出先

3の(1)に同じ。

ウ 提出方法

書留または簡易書留郵便による。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和7年2月18日（火）午後1時30分開始

イ 開札場所

緑区役所 2 階 講堂控室

(3) 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

5 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、入札保証金 3,900 円を金融機関窓口で、入札までの間に納付しなければならないものとする。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又は入札案内書に記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、名古屋市に帰属するものとする。

ただし、本入札参加者が自ら管理・運営する自動販売機等を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付は免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の 6 月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。